

建設環境委員会資料

1 予算案

第95号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号）
…………… P 1

2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷について
…………… P 6

(2) (仮称) 島根国時山風力発電事業に係る環境影響評価
について …………… P 8

令和2年9月24日
環境生活部

環境生活部予算の概要

(令和 2 年 度 9 月 補 正 予 算)

課別予算額(一般会計)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	380,444	12,357	392,801
人権同和対策課	191,305	2,405	193,710
文化国際課	1,763,971	135,018	1,898,989
スポーツ振興課	930,915	44,472	975,387
自然環境課	960,287	276,699	1,236,986
環境政策課	709,063	5,629	714,692
廃棄物対策課	650,454	△ 11,538	638,916
合計	5,586,439	465,042	6,051,481

(単位:千円)

課名 事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合計	5,586,439	465,042	6,051,481	16,120					448,922
環境生活総務課	380,444	12,357	392,801	4,120					8,237
1 職員給与費	177,599	△ 3,730	173,869	一般職員 22人→21人					
2 活動団体の自立促進と活性化事業費	61,073	6,281	67,354	(1)NPOポータルサイト運営事業 6,281 新型コロナウイルス感染症の影響により社会貢献活動の継続に支障が生じているNPOを支援するため、県民活動応援ポータルサイト「島根いきいき広場」の改修を実施 [改修内容] ・クレジット支払い機能の追加など、キャッシュレス化によりNPOへ寄附をしやすい環境を整備 ・NPOの活動状況や寄附金を活用した事業を紹介し、情報発信を強化					
3 消費者対策推進事業費	62,365	9,806	72,171	(1)島根県消費者行政推進・強化事業 8,240 新型コロナウイルス感染症対策に便乗した詐欺などによる消費者被害を防止するため、被害に遭いやすい高齢者等に対する啓発を実施 (2)相談・苦情処理事務 1,566 消費者センターにおいて、3密に配慮した消費生活相談を行うため、テレビ会議システムの環境整備や相談室の拡張を実施					
人権同和対策課	191,305	2,405	193,710						2,405
1 職員給与費	84,802	2,405	87,207	一般職員 11人→11人					

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源	
文化国際課	1,763,971	135,018	1,898,989	12,000						123,018
1 職員給与費	232,001	9,083	241,084	一般職員 31人→31人						
2 県立美術館事業費	413,277	13,052	426,329	(1) 展覧事業の充実 12,000 R3年1月に開催予定の「菊竹清訓展」でより一層の誘客を図るため、国の補助金を活用し、企画展を拡充 (2) 感染防止対策 1,052						
3 芸術文化センター事業費	490,884	84,239	575,123	(1) 誘客施設の魅力アップ 6,325 (2) 感染防止対策 73,490 (3) 芸術文化センター指定管理料 4,424						
4 島根県民会館事業費	263,660	28,644	292,304	(1) 感染防止対策 14,949 (2) 県民会館指定管理料 13,695						
スポーツ振興課	930,915	44,472	975,387							44,472
1 職員給与費	60,371	31,797	92,168	一般職員 8人→13人						
2 県立体育施設管理運営事業費	388,910	11,555	400,465	(1) 感染防止対策 11,332 (2) 県立体育施設等指定管理料 223						
3 障がい者利用施設運営事業費	9,890	1,120	11,010	(1) 感染防止対策 1,120						

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
自然環境課	960,287	276,699	1,236,986						276,699
1 職員給与費	95,337	△ 2,953	92,384	一般職員 12人→12人					
2 三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	355,185	174,652	529,837	(1) 誘客施設の魅力アップ 168,206 (2) 感染防止対策 1,479 (3) 三瓶自然館サヒメル等指定管理料 4,967					
3 自然公園管理事業費	85,929	105,000	190,929	(1) 自然公園の魅力アップ 105,000 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要を回復・拡大させるため、県内自然公園等の魅力を向上させ、安全・安心・快適に利用できるよう施設整備を実施 ① 自然公園等の整備 ・ 自然公園等の歩道施設、案内標識等の新設、改修、撤去等 ・ 修景伐採、枯損木処理等 ② 保全地域等の整備 自然保護活動を実施している民間団体の創意工夫を生かし、遊歩道修繕や支障木伐採等を実施					
環境政策課	709,063	5,629	714,692						5,629
1 職員給与費	158,396	5,629	164,025	一般職員 22人→22人					
廃棄物対策課	650,454	△ 11,538	638,916						△ 11,538
1 職員給与費	85,551	△ 11,538	74,013	一般職員 12人→11人					

繰越明許費（一般会計）

課名	款	項	事業名	金額	繰越理由
自然環境課	衛生費	環境費	三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	138,206	工期に所要の日数を要するため

指定管理施設の 9 月補正予算の概要

1 誘客施設の魅力アップ 174,531 千円

(1) 芸術文化センター魅力アップ事業 6,325 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少した入館者の回復・拡大を図るため、芸術文化センターの魅力アップを実施

- ・収蔵作品を高品質データ化し、情報発信を強化

(2) 三瓶自然館等魅力アップ事業 168,206 千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少した入館者の回復・拡大を図るため、三瓶自然館等の魅力アップを実施

①三瓶小豆原埋没林公園の展示の充実

- ・映像や三瓶山立体模型を整備し、埋没林の成り立ち等を分かりやすく伝えるためのガイダンス解説を充実
- ・プロジェクションマッピングを活用した迫力ある展示を実施

②三瓶自然館のプラネタリウム設備の更新

- ・老朽化したスクリーンの改修
- ・感染予防に配慮した座席間隔に広げ、バリアフリーも配慮した鑑賞環境を整備

2 感染防止対策 103,422 千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、公の施設における 3 密回避や衛生対策のために必要な環境整備を実施

(単位：千円)

項目	予算額	実施施設
(1) 3 密回避 ①換気のための網戸等の整備 ②研修室や展示室等における入場者の間隔や機能を確保するための設備等の整備	84,989	芸術文化センター、県民会館、水泳プール、サッカー場、はつらつ体育館
(2) 衛生対策 ①更衣室等の手洗い設備の自動化 ②検温のためのサーモグラフィ整備 ③キャッシュレス決済の導入	18,433	美術館、芸術文化センター、県民会館、武道館、石見武道館、水泳プール、体育館、サッカー場、弓道場、はつらつ体育館、三瓶自然館（附属施設含む）

3 休館等による指定管理料の変更 23,309 千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等（3 月～5 月）により利用料金収入等が減少している指定管理施設の指定管理委託料を変更

[対象施設]

芸術文化センター、県民会館、武道館、石見武道館、水泳プール、体育館、サッカー場、三瓶自然館（付属施設含む）

新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷について

1. インターネット掲示板のモニタリング（令和元年10月開始）

定期的にインターネット掲示板のモニタリングを実施し、人権侵害にあたると思われる差別、誹謗中傷投稿の監視、プロバイダ等への削除依頼を行っている。

2. 関係機関との連携

①松江地方法務局との連携

- ・ 松江市内の私立高校における生徒写真流出事案に対応するため、法令（「人権侵犯事件調査処理規程」第8条第2項）に基づき、松江地方法務局に対し救済手続きのための「行政通報」を実施。
- ・ 今後の「行政通報」も視野に入れて、新たに通報の基準を作成。

②島根県警察本部との連携

モニタリングや人権相談等で得た人権侵害が疑われる記録等の提出、相談。

③県内市町村との連携

取組の主体を増やすという観点から、研修を実施して市町村職員のモニタリング技術の向上を図る。県と連携してモニタリングを実施することにより、インターネットやSNS上の人権侵害につながる書き込み等への監視機能を高める。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口の周知

新型コロナウイルス感染症関連の人権相談窓口の存在を県民に対してわかりやすくするため、従来の周知方法に加えて、具体的な相談事例を示したチラシ（別添）を作成するとともに、保健所等と連携し、感染者の方等を中心にピンポイント周知するなど、本来に必要な人に情報が届くよう、窓口の周知方法について工夫。

4. 新型コロナウイルス感染症関連の啓発、研修の実施

当課の人権啓発推進センターで実施している各種人権研修において、

①日本赤十字社等と連携し、新型コロナウイルス感染症における差別・誹謗中傷等の問題等を組み入れたプログラムを教育委員会とともに計画中。

※日本赤十字社のコンテンツは、感染への不安、恐れから差別、偏見へとつながる仕組みと、それへの対抗策をやさしく解説している。

②「インターネットによる人権侵害」を題材とした研修で、インターネット利用のルールを示した、国の法令やガイドラインの内容などについての普及啓発を実施。

③女性の集い実行委委員会（主要な女性団体で構成）に委託し、コロナ禍で誹謗中傷が起きる背景や、今、自分たちにできること等をまとめた学習資料を作成中。

5. 各種媒体を利用した広報

広聴広報課など関係機関等と連携し、当課の人権啓発推進センター広報誌をはじめとした各種県の媒体を利用して、新型コロナウイルス感染症関連のみにとどまらず、差別や誹謗中傷は絶対に許さないという信念を、幅広く県民に訴えていく。

新型コロナウイルス感染症 人権相談窓口

新型コロナウイルスに感染された方やその家族、関係者などへの差別、偏見、いじめは、あってはなりません。

また、不確かな情報の拡散は、人権侵害につながる可能性があります。

次のような行為を受けた場合は、一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

インターネットに顔
写真を載せられた

子どもの通園や
通学を拒まれた

SNS上で誹謗中傷
された

「自粛してください」
などの貼紙が貼られ
た

頻繁に苦情電話を
かけられた

他県ナンバーの車
に乗っていたら嫌
がらせを受けた

また、退院後に地域や職場で居づらさを感じているような場合も、一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

来所でのご相談にも対応いたします。まずは、お電話ください

電話

島根県人権啓発推進センター

0852-22-7704(松江)

島根県西部人権啓発推進センター

0855-29-5530(浜田)

※受付は平日の8:30~17:15になります。

(仮称) 島根国時山風力発電事業に係る環境影響評価

1. 事案の概要

- (1) 事業の実施者 JR東日本エネルギー開発(株) 代表取締役社長 中島 等
(東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階)
- (2) 事業実施想定区域 島根県江津市桜江町地内、波積町地内、大田市温泉津町地内 (約2,854ha)
【別紙1参照】
- (3) 関係自治体 大田市、江津市、川本町
- (4) 事業の種類 風力発電設置 (法対象) [出力:最大36,000kW (3,600~4,300kW×最大10基)]
- (5) 事業実施予定時期 詳細は検討中 建設工事期間:着工後3年程度
- (6) 現在の手続き状況 配慮書手続き中【別紙2参照】

2. 審査状況等

- (1) 島根県環境影響評価技術審査会 (令和2年7月29日、8月18日の2回開催)
- (2) 島根県環境影響評価庁内連絡会議 (令和2年7月29日開催)
- (3) 関係市長からの意見提出 (令和2年8月7日大田市、江津市より意見提出、川本町意見無し)
[大田市長意見のポイント]
・地域の生活や文化、教育、景観などへの影響が懸念されるところであり、対象事業実施区域の設定については、地元住民に対して住民説明や意見聴取を行い、十分な理解が得られるよう環境影響の重大性の程度を整理し、配置の検討をすること。
[江津市長意見のポイント]
・土地所有者及び住民や林業、畜産業、水産業、農業等各関係者(住民等)に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。

3. 知事意見

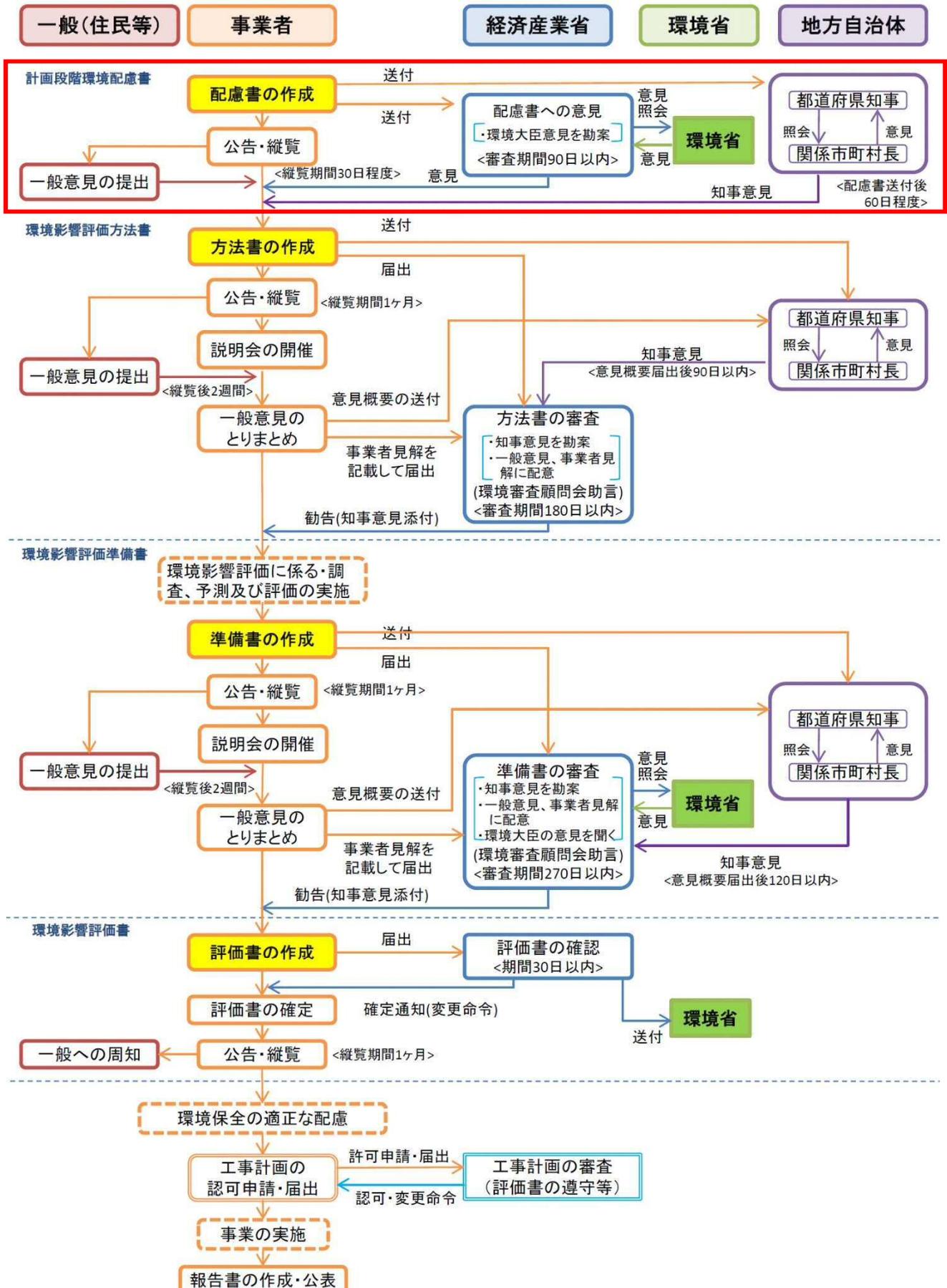
専門的な知見はもとより、大田市長意見、江津市長意見、庁内関係課の意見等を幅広く審議のうえ取りまとめられた島根県環境影響評価技術審査会答申に沿って知事意見を作成し、8月31日に事業者あて提出した。【別紙3参照】

[知事意見のポイント]

- (1) 地域住民に対して早期の段階から積極的に情報を提供し、理解を得ることが極めて重要である。説明会等では分かりやすい資料を用いて十分理解が得られるよう説明を行い、地域住民等からの意見や要望については誠実な対応を行うこと。
- (2) 環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施想定区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 工事計画の策定にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識したうえで、当該影響を適切に考慮すること。
- (4) 調査、予測及び評価にあたっては、その時点で入手できる最新の情報を活用するとともに、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮し適切に実施すること。



発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



(仮称) 島根国時山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

(前文)

本事業計画は、島根県大田市及び江津市において出力で最大 36,000kW、基数にして最大 10 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業計画に対して、大田市からは、対象事業実施区域の設定については地元住民に対して住民説明や意見聴取を行い、十分な理解が得られるよう環境影響の重大性の程度を整理し、配置の検討をすることを求める旨の意見が提出されている。また、江津市からは、住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めることを求める旨の意見が提出されている。

風力発電事業の実施は生活環境や自然環境などに長期にわたり影響を与えるおそれがあるため、地域住民等に対して早期の段階から積極的に情報を提供し、理解を得ることが極めて重要である。説明会等では、事業による環境への影響や、それを回避・低減する手段など、分かりやすい資料を用いて、十分理解が得られるよう説明を行い、意見や要望については誠実な対応を行うよう特に留意されたい。

(総括的事項)

- 1 事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施想定区域の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

また、事業計画の策定にあたっては、地域住民等の懸念事項を十分に把握し、健康や生活への影響も含め、適切な計画となるよう最大限努めること。

- 2 本事業の事業実施想定区域及びその周辺には特別天然記念物のオオサンショウウオが生息する可能性があり、絶滅危惧種であるクマタカが生息するなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施による重大な環境影

響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域内には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、流域に降った雨水を蓄え、ゆっくりと川へ流すことにより、洪水や濁水を防ぎ、水を浄化する機能（以下「水源涵養機能」という。）や土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。一方で、本配慮書においては、事業計画の熟度を理由に工事の実施による影響が計画段階配慮事項に選定されていない。

工事計画の策定にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識したうえで、当該影響を適切に考慮すること。

- 3 事業実施区域の設定、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、適切に事業計画に反映させるとともに、検討経緯を明確にし、その内容を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の環境影響評価図書に記載すること。なお、本県内の既設の風力発電所の設置工事時には、取付道路の崩落による土砂が河川へ流出した経緯があったため、特に、取付道路等の位置については、慎重な事業計画の策定を行うこと。

また、方法書の作成にあたっては、風力発電設備等の配置等を具体的に示した上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を取りまとめること。

- 4 事業実施想定区域周辺には既設の風力発電設備が 20 基稼働していることから、調査、予測及び評価にあたっては、その時点で入手しうる最新の情報を活用するとともに、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

- 5 環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、使用できる閲覧環境にも留意するなど、利便性の向上に努めること。また、配慮書等の環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報提供に努めること。

今後の手続にあたっては、説明会の開催などにより、相互理解の促進に努めること。

（個別的事項）

- 1 騒音及び超低周波音

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、事業実施想定区域周辺の住

居や住民等への影響が生じるおそれがあることから、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 26 日環境省）やその他の最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映し、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、地形による影響を考慮した上で、適切に実施すること。

2 風車の影

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風車の影による事業実施想定区域周辺の住居や住民等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、風車の影による影響の評価にあたっては、影がかかる時間の長短にかかわらず影響を及ぼすおそれがあることを考慮すること。

3 水環境

事業実施想定区域及びその周辺の河川では、水道事業、農業用水等の利水や内水面漁業が行われている。

工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響及び変化が予想され、水源涵養機能等が低下するおそれがあることから、下流域も含めた必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。

また、濁水による影響の評価にあたっては、平成 25 年や令和 2 年に発生した集中豪雨時の状況や、今後、増加が予測される集中豪雨等の傾向も考慮すること。

4 地形及び地質

(1) 本配慮書においては地形及び地質が計画段階配慮事項に選定されていない。

一方、事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等があり、慎重な事業計画の検討が求められる。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、当該地域の地形及び地質を最新の資料を基に十分に把握するとともに、平成 25 年や令和 2 年に発生した集中豪雨時の状況や、今後、増加が予測される集中豪雨等の傾向も考慮し、事業実施による森林伐採や土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、

影響を回避・低減すること。

- (2) 事業実施想定区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい地域となっていることから、その地質を十分調査し、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように考慮すること。

5 動物・植物・生態系

- (1) 本配慮書においては、鳥類及びコウモリ類については計画段階配慮事項として選定されているが、その他の動物については計画段階配慮事項としての調査、予測及び評価が行われていない。

一方、事業実施想定区域及びその周辺には、一級河川江の川水系が分布し、特別天然記念物オオサンショウウオが生息する可能性があり、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。これらの河川には第五種共同漁業権が設定されており、水産上重要魚種であるアユの産卵場（江の川水系最大級）も事業実施想定区域付近で確認されている。また、陸域にはしまねレッドデータブック掲載種や天然記念物のヤマネが生息・生育している可能性があり、クマタカ、ブッポウソウなどの希少な鳥獣等の生息が確認されている。さらに、事業実施想定区域及びその周辺にはこれまでに生息状況等の知見がほとんどない動植物もいる。

調査、予測及び評価にあたっては、地元の専門家等の意見を踏まえつつ、適切な調査、予測及び評価を行い、重要な動植物種への影響を回避・低減するよう環境保全措置について十分かつ慎重な検討を行うこと。なお、調査の対象種については、鳥類及びコウモリ類以外の動物についても適切な調査が行われるよう見直しを行うこと。

また、影響の検討にあたっては、アユの餌となる河床の付着藻類や、クマタカなどの重要な動物の餌資源となる動植物についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。改変による直接的な影響だけでなく、水質や河床堆積物の変化等による間接的な影響についても考慮すること。

- (2) 鳥類及びコウモリ類への影響については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バード・バットストライク及び生息環境の変化に伴う影響について適切に評価すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

- (3) 工事の実施及び施設の稼働に伴う希少種も含めた動物の生息域に与える影響及びその変化について、事業実施想定区域及びその周辺も含め、動物の

生息数及び行動範囲に係わる調査等を実施したうえで適切な予測、評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価にあたっては、クマ、シカ、サル及びイノシシ等は生息域が変化した場合、里地・里山への獣害が増す可能性があるため、その影響についても考慮すること。

- (4) 事業実施想定区域には植生自然度10及び9などに相当する自然植生があるなど、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たす植生が存在しており、森林法に基づく保安林も存在している。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風力発電設備の設置時には、取付道路、作業ヤードなど広範囲の森林伐採や土地の改変が想定されるため、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

6 景観

事業実施想定区域周辺には、桜江大橋、平野山及び波積ダム等をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在している。一方、風力発電設備については標高が高い位置に建設されるため、影響を及ぼす範囲も広範囲となり、本事業の実施により主要な眺望点等へ重大な影響を及ぼすことが懸念される。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、周辺景観と調和した事業となるように努めるとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避・低減すること。

また、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民、観光客、施設の利用者等や、美郷町及び邑南町も含めた関係自治体の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても選定の対象とすること。

検討結果を地域住民等に説明する際には、取付道路や作業ヤードなどの森林伐採や土地の改変の影響も含めた詳細なフォトモンタージュや動画を活用するなど、夜間における航空障害灯の見え方も含め、分かりやすい説明となるよう配慮すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には森の銀座、岩瀧寺の滝などがあり、事業の実施により、その環境の質に影響を及ぼすおそれがある。

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等の助言に加え、地域住民のほかハイキング、キャンプ、釣り等での利用者及び自治体等の意見

を聴き、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ影響を回避・低減すること。

8 廃棄物等

本事業の実施に伴う工事により発生する土砂及び伐採樹木等、また、建設工事から事業終了後の設備の撤去に伴い発生する廃棄物の量及び処分方法に関する廃棄物等の処理計画について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測すること。

廃棄物等の処理計画については、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

9 その他

風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、風車の反射光による影響も考慮すること。